

3-2. 法定相続人の順位



第1 順位 **子**(子が先に亡くなっていた場合は、子の子。つまり孫)

第2 順位 **親等の直系尊属**(親が亡くなっているが、祖父母等が健在の場合は、祖父母等が相続人になります。)

第3 順位 **兄弟姉妹**(兄弟姉妹が先に亡くなっていた場合は、その子。つまり甥・姪)

©2019 しげき司法書士事務所、栗林司法書士事務所

家族円満に！

